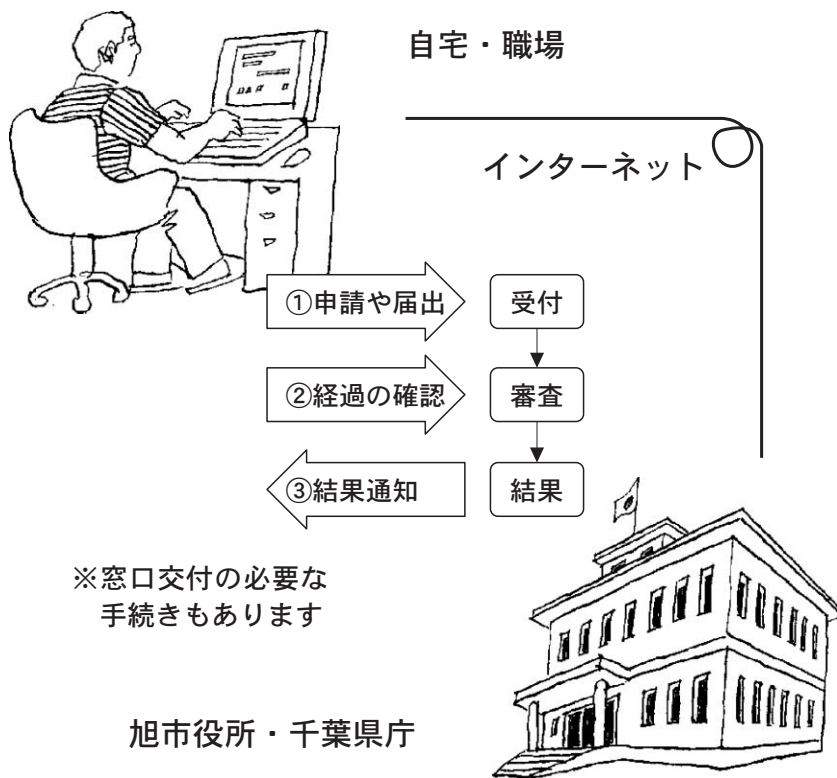


8月1日から利用を開始します

ちば電子申請・届出サービス

「ちば電子申請・届出サービス」は、千葉県と県内市町村（平成21年度までに38団体）が共同で運営するもので、市民の皆様は、このサービスを利用して、自宅や職場にあるインターネットに接続したパソコンから市役所や県庁に対し、住民票の



※窓口交付の必要な手続きもあります

旭市役所・千葉県庁

写しの交付申請など一部の申請・届け出などの手続きを行うことができます。

市役所の窓口が開いていない休日や深夜（保守のためサービス停止日あり）にも申請や届け出ができるようになります。パソコンの画面で手続処理の経過状況を確認し、結果通知を受けられます。

「サービスの流れ」

①ちば電子申請・届出サービスにアクセス

②利用したい手続きを選択

③利用者情報の登録（初回のみ）

④申請書の作成

⑤申請後の処理状況の照会

⑥交付物の受領・手数料の支払

「サービスの利用に必要なパソコン環境」

●動作確認済OS／Windows2000、XP ※Macintosh、Linux等のOSは利用できません

●利用推奨ブラウザ／Internet Explorer5.5SP2 6.0～6.0SP2

●ソフトウェア／Adobe Reader (Adobe Acrobat Reader5.0以上)、「太郎ビューア4.1.4.5

「サービスの利用」

旭市ホームページ (<http://www.city.asahi.lg.jp/>) のトップページから、左側メニュー欄「ちば電子申請・届出サービス」

国民健康保険税の

特別徴収（年金天引き）が始まります

「対象者」

次のすべてに該当する世帯です。それ以外の世帯は、今までどおり納付書等で納めていただきます。

●65歳以上75歳未満の国保加入者のみで構成される世帯

●年金の年額が18万円以上で、介護保険料と国民健康保険税の合算額が年金受給額の2分の1未満の世帯

「天引きの時期」

10月から、年6回の年金定期払いのとき。

要件を満たす場合は天引きから口座振替へ変更できます

「対象者」

次の2つの要件を満たす方。

●これまでの保険税（平成18年度以降）を納期内に納めている方

●これからの保険税を口座振替で納める方

をクリックしてください。

「問い合わせ先」

企画課情報管理班
☎6218090

※今まで納付書で納めていた方は、事前に金融機関で口座振替依頼の手続きをしていただき、口座振替依頼書の控えを提示していただきます。

「申請先」

税務課窓口へ申請。

「その他」

税務課への申請が8月6日を過ぎた場合は10月の中止に間に合いませんので、12月分以降の年金から中止することになります。なお、年金からの天引きに該当される方には、個別に通知しています。

「問い合わせ先」

税務課課税班

☎6215321

海上支所内分室

☎5513113

飯岡支所内分室

☎5713114

千潟支所内分室

☎6811076